

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年12月までの期間、63年6月及び平成元年3月の国民年金保険料（昭和63年6月及び平成元年3月については、付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から同年12月まで
② 昭和60年2月から62年12月まで
③ 昭和63年6月
④ 平成元年3月

申立期間の国民年金保険料は、妻が定期的に納付し、税金が控除になるため、毎年納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間前後の期間は過年度納付により納付済みとなっている上、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立期間③及び④については、いずれも1か月と短期間であり、申立期間前後は付加保険料を含み納付済期間となっている。

一方、申立期間②については、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻の記憶が不鮮明のため、具体的な納付状況等が不明である。

また、申立期間②は35か月と長期間であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和59年7月から同年12月までの期間、63年6月及び平成元年3月の国民年金保険料（昭和63年6月及び平成元年3月については付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から41年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から41年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

社会保険庁の記録では、申立期間については、未納とされているが、私は国民年金に加入したときに約2年間分さかのぼって納付して、未納分が無くなったと記憶している。その後、自宅に徴収員が来て、妻と一緒に納付していたのは間違いないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年10月時点では、申立人は、申立期間①を過年度納付することが可能であり、国民年金加入時に約2年間分さかのぼって保険料を納付したとする申立人の主張と一致する上、申立人の特殊台帳の記録によると、41年4月から同年9月までの現年度保険料を41年10月31日に納付していることが確認できることから、申立人は申立期間①について、国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和41年4月以降、申立期間②を除き、すべて納付済みであり、申立期間②は3か月と短期間である。

さらに、申立人及びその妻は、納付日が確認できる平成4年4月以降、すべて同じ日に納付しており、申立人の妻は昭和44年4月以降、申立期間②を含みすべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

申立期間当時、私は、父親の経営していた事業所の手伝いをしており、父親が国民年金保険料を納付していたが、申立期間が未納となっているのは納得がいかないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人が所持している国民年金手帳により、昭和42年度から46年度までの期間の保険料は納付期限内に納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間に近接する昭和41年4月から同年12月までの期間が、社会保険事務所において平成21年2月20日に未納から納付済みに追加処理されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの期間及び平成元年 6 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 6 月から 2 年 3 月まで

私が 20 歳になったとき、私の母が、年金はとても大切なものなので仕事のため行くことのできない私に代わり、A 市役所 B 支所で私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料は私が母に渡し、母が兄の保険料と一緒に C 駅前にある郵便局で納付していた。申立期間について、兄の保険料は納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は 20 歳到達月から国民年金保険料を納付しており、申立期間①及び②の前後の国民年金加入期間の保険料は納付済みとなっている上、申立期間は合わせて 16 か月と比較的短期間である。

また、申立人は保険料を申立人の母に預け、申立人の母が申立人の兄の保険料と一緒に郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人の兄は申立期間①及び②の保険料が納付済みとなっており、申立人の申立期間の保険料が納付されていなかったと考えるのは不自然である。

さらに、平成 15 年 10 月からは付加保険料を合わせて納付していることから、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年6月まで

私は妻とともに国民年金に加入した。加入後の国民年金保険料は妻が二人分を納付しており、妻によると保険料納付は遅れがちであったが、きちんと二人分を納付し、昭和62年4月から6月の保険料も督促されて納付したとのことであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻とともに国民年金に加入し、妻によると国民年金保険料の納付は遅れがちであっても、きちんと二人分を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月に夫婦連番で払い出されており、納付記録においても過年度納付による納付状況がみられ、申立内容に特段の不自然さは認められない上、申立期間前後の保険料は納付済みとなっており、申立期間以後は保険料の未納が一切無いことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は申立期間を含む昭和62年度分の保険料については、督促を受けて、定期預金を解約する等により保険料を捻出し、一括して納付したと主張しているところ、管轄していた社会保険事務所では昭和62年当時においては、過年度保険料を1年間分まとめて請求していたとの確認が得られたことから、申立人が62年度の保険料のうち9か月分のみ納付し、3か月分を未納のままとしたとは考え難く不自然である。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年6月まで

私は母親から年金は払えるのであれば払っておいた方が良いと言われていたこともあり、国民年金に加入し国民年金保険料の納付は遅れることもあったが、申立期間については夫の保険料とともに納付しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫とともに国民年金に加入し、国民年金保険料の納付は遅れがちであっても、きちんと二人分を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年1月に夫婦連番で払い出されており、納付記録においても過年度納付による納付状況がみられ、申立内容に特段の不自然さは認められない上、申立期間前後の保険料は納付済みとなっており、申立期間以後は保険料の未納が一切無いことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は申立期間を含む昭和62年度分の保険料については、督促を受けて、定期預金を解約する等により保険料を捻出し、一括して納付したと主張しているところ、管轄していた社会保険事務所では昭和62年当時においては、過年度保険料を1年間分まとめて請求していたとの確認が得られたことから、申立人が62年度の保険料のうち9か月分のみ納付し、3か月分を未納のままとしたとは考え難く不自然である。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月から41年3月まで

私は、20歳前に結婚してすぐ国民年金に入ろうと思いA市役所B支所へ行ったら、20歳にならないと入れないと言われた。20歳になった昭和38年10月ごろに加入手続を行い、毎月集金に来ていた地区の組長に私と夫と義父母の4人分の国民年金保険料を支払っていた。申立期間の保険料は納付したはずであり、夫と義父母が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してすぐに国民年金に加入しようとしたが、市役所職員から20歳にならないと加入できないと言われ、20歳になった昭和38年10月ごろ加入手続を行ったと主張していることには信憑性^{しんぴやう}が認められ、当時同居していた夫及び義父母は、国民年金制度が発足した36年4月から納付済みとなっていることを考え併せると、申立人の家族が自分たちの国民年金保険料を納付しながら、嫁である申立人の国民年金への加入に無関心であったとは考え難く、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間以後の期間はすべて納付済みであり、納付年月日が確認できる昭和58年以降は、ほぼ期限内に納付していることから、年金制度への理解と納付意識の高さが認められる。

さらに、昭和38年当時、A市では、自治会、民生委員、納税組合が保険料を集金していたことを確認済みであり、申立人の保険料納付に関する記憶は具体的で、信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月
② 昭和45年8月から同年10月まで
③ 昭和48年7月から50年7月まで

申立期間②及び③については、私は、昭和55年6月にそれまでの未納期間がすべて無くなるということで特例納付をして安心していたのに、未加入期間があるのは納得がいかない。

また、申立期間①については、昭和55年6月に特例納付をしたのに、脱退手当金支給済期間であるとして還付されたが、国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する特殊台帳により、申立人は、申立期間①を含む昭和38年3月から42年3月まで特例納付したことが確認できるものの、38年3月については厚生年金保険に加入していたことが判明したため、国民年金被保険者となり得る期間でないことから平成15年8月11日に還付決議が行われ、同年9月19日に申立人の口座に還付金が振り込まれている。

しかし、この厚生年金保険加入期間は、脱退手当金が支給されており、年金額の計算の基礎にならず年金給付がなされない期間であり、申立人が国民年金保険料を納付してから還付までに20年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、被保険者となり得ないことを理由に、申立期

間①の被保険者資格を認めず納付済期間としないのは、信義則に反するものと考えられる。

2 申立期間②及び③については、社会保険庁の記録により、申立人は、昭和 45 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、A 市が保管する国民年金被保険者名簿において、50 年 8 月 8 日に任意で再加入するまでの間に国民年金の被保険者資格の得喪が記録されておらず、申立人の所持する国民年金手帳においても、45 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格の喪失以降、国民年金被保険者資格の取得に係る記載は無いことから、申立期間②のうち 45 年 8 月から同年 9 月までの期間は、国民年金未加入期間であり、申立期間②のうち同年 10 月及び申立期間③は、任意の国民年金未加入期間である。したがって、強制加入期間を対象とする特例納付制度を利用して、申立期間②及び③に係る国民年金保険料を納付することは制度上できない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る国民年金の加入手続に関する記憶が無く、このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 21 日から 37 年 3 月 16 日まで
② 昭和 37 年 5 月 29 日から同年 9 月 26 日まで
③ 昭和 37 年 9 月 26 日から 38 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 38 年 4 月 18 日から 39 年 2 月 12 日まで
⑤ 昭和 39 年 7 月 6 日から 40 年 4 月 21 日まで

私はA社B工場を退職してすぐに、将来の年金のことを考え夫婦共に国民年金に加入しており、申立期間の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えも無いので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 9 か月であるとともに、当該事業所の申立人の被保険者原票の前後で管理されている女性で、脱退手当金の受給要件を満たしている 11 人のうち、脱退手当金の支給記録がある 4 人の資格喪失日から支給決定日までの期間は最短で 5 か月、最長で 31 か月となっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 41 年 2 月 21 日には、既に国民年金に加入して国民年金保険料を納付しており、申立期間後も 60 歳まで、6 か月の未納及び 12 か月の保険料免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年11月30日まで

私の平成3年11月から4年10月までの標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられている。標準報酬月額が訂正されていることについては全く心当たりが無いので、引き下げられた標準報酬月額を正当なものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年12月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年11月から4年10月までの期間について44万円から11万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により役員でなかったことが確認できる上、元同僚は、「申立人は、営業関係の仕事についており、社会保険関係の手続には全く関わっていなかった。」と証言していることから、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、44万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成5年8月17日、資格喪失日は6年3月13日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年8月17日から6年3月13日まで
申立期間については、A社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、社会保険庁のオンライン記録により、平成5年8月3日に新規に厚生年金保険の適用事業所となり、同年8月17日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行ったことが認められるところ、その7か月後の6年3月29日付けで適用事業所としての資格がさかのぼって取り消され、同日に申立人を含む9人の被保険者資格の取消しが行われているが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該事業所に平成5年8月17日から6年3月12日まで継続して勤務していたことが確認できる上、申立人と同じ期間について雇用保険の加入記録があり、かつ、申立人と同じく厚生年金保険の資格取得をさかのぼって取り消されている元同僚は、申立期間に係る給与明細書を所持しており、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できることから、申立人についても給与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所の適用の取消し及び申立人の

被保険者資格の取消しは有効なものとは認められず、資格取得日は社会保険事務所の取消前の記録から平成5年8月17日、資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日である6年3月13日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の取消前の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年4月1日から7年2月18日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から7年2月18日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。私は職人であり、社会保険関係の事務手続に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年2月18日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その3か月後の同年5月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年4月から7年1月までの期間について53万円から20万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、雇用保険に加入し、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により取締役でなかったことが確認できる上、元庶務担当の従業員は「遡及訂正処理は、事業主と総務担当職員の二人が行っていたので、申立人は関与していなかったと思う。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間のうち平成5年4月から7年1月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

一方、A社が委託していた労務管理事務所から提出のあった事業所台帳により、申立人の標準報酬月額は昭和53年が30万円、54年が24万円、

平成4年から5年までが53万円と記載されており、社会保険事務所が保有する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の標準報酬月額記録及び社会保険庁のオンライン記録と一致する。

また、上記労務管理事務所は、申立人の昭和55年以降平成3年までの標準報酬月額については、事業所台帳を紛失しており提出できないと回答しているが、提出された事業所台帳及び受託内容から、申立人の昭和55年以降平成3年までの標準報酬月額は、社会保険事務所及び社会保険庁のオンライン記録と一致していたものと推認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及訂正された形跡はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち昭和53年4月1日から平成5年4月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から22年6月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19年10月から21年3月までは120円、同年4月から22年5月までは300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月1日から22年6月1日まで

私は、昭和18年12月1日にB社に入社しC（外国の地名）にて勤務していたところ、8か月後の19年8月ごろにD（外国の地名）へ転勤を命じられ赴任した。以後、大東亜戦争最中に海軍の業務に従事させられ、21年5月1日に帰国船にてE港に入港しF本社に戻り23年2月10日に退職したが、入社から退職まで戦時中も含め一所懸命働いてきたのに、18年12月1日から22年6月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

退職者台帳、事業主の照会回答及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が、昭和18年12月1日からA社に継続して勤務し、申立期間中の19年10月1日から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立期間に被保険者であった同年代の者の標準報酬月額の推移から、昭和19年10月から21年3月までは120円、同年4月から22年5月までは300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和18年12月1日から19年10月1日までの期間について、申立人は、戦中戦後を通じ主な業務は経理担当であったが、必要に応じてG等の業務に従事したと述べていることから、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和18年12月1日から19年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年6月30日まで
私は、昭和62年11月1日から平成3年6月30日まで、A区Bに在ったC社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたが、今般、D社会保険事務所から4年6月9日付けで、2年10月1日に算定された標準報酬月額53万円が38万円に訂正されている旨連絡があった。事業主から当該減額について説明を受けた記憶が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、平成3年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、翌年の4年6月9日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が2年10月から3年5月までの期間について53万円から38万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、C社の法人登記簿により申立期間当時取締役であったことが確認できるが、申立人は、「入社後は、E（職種名）を担当し、Fという業務を担当していた。」と述べており、事業主も、厚生年金保険関係事務は、親会社であるG社の経理担当者に担当させていた旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年2月18日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では取締役^{そくやく}に就任していたが、私はB（職種）の職人であり、社会保険関係の事務手続に関する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年2月18日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その3か月後の同年5月8日付けで、申立人の標準報酬月額が5年4月から6年10月までの期間については53万円から、同年11月から7年1月までの期間については59万円から、それぞれ11万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立人は取締役であったことが確認できるが、申立人は、「私は、取締役でしたが、C工場^{そくやく}で職人としてBをしており、本社に行くのは工場の従業員の給与をまとめて取りに行くぐらいでした。」と述べており、元庶務担当の従業員も「遡及訂正処理は、事業主と総務担当職員の二人が行っていたので、申立人は関与していなかったと思う。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なもの

とは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から5年3月1日まで

私は、平成4年7月1日から5年3月1日まで、A区Bに在ったC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、今般、D社会保険事務所から、その間の標準報酬月額が6年1月11日付けで53万円から26万円に減額訂正されている旨の説明を受けた。事業主から当該訂正に関する説明を受けた記憶が無いので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、平成5年7月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、翌年の6年1月11日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4年7月から5年2月までの期間について53万円から26万円に遡^{てきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により役員ではないことが確認できること、及び当該事業所において雇用保険に加入していることから、従業員であったと推認できる上、上記遡及訂正は、申立人が当該事業所を離職した日の平成5年2月28日から約11か月後に行われており、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年11月30日まで
社会保険庁の記録では、平成3年12月1日から5年11月30日までの厚生年金保険加入期間の標準報酬月額が8万円となっているが、私が当時受け取っていた月給は65万円から68万円ぐらいであったと記憶しているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年12月15日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が平成3年12月から5年10月までの期間について53万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により取締役であったことが確認できるが、申立人自身は、「私は、B係に所属し、C（職種）を担当していて、社会保険の手続には全く関与していなかった上、取締役会で厚生年金保険に関連する決議や報告は一切無かった。」と供述しており、元事業主も、申立人の供述に相違ないことを文書で認めていることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和44年5月17日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和44年5月から同年9月までは4万2,000円、同年10月は6万円、同年11月から45年7月までは7万6,000円、同年8月及び同年9月は9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月17日から45年10月1日まで

私は、昭和44年5月にB社に入社し、以後46年12月までB社C営業所に継続して勤務していた。厚生年金基金では、44年5月から46年12月までを加入員期間と認めているのに、社会保険事務所の記録では44年5月から45年9月までが厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録、事業主の回答及び元同僚の証言により、申立人は昭和44年5月2日から46年12月16日まで、B社及びその子会社であるA社に継続して勤務し、申立期間においては、A社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険被保険者の資格の得喪等の届出については、3枚複写様式を使用し、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所の3か所に同じ書類を提出していたと供述していることから、厚生年金保険加入記録と厚生年金基金加入記録が異なっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年5月17日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金基金の記録から、昭和 44 年 5 月から同年 9 月までは 4 万 2,000 円、同年 10 月は 6 万円、同年 11 月から 45 年 7 月までは 7 万 6,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から9年12月23日まで

私は、平成8年9月1日から9年12月23日までA社で厚生年金保険に加入しており、その間の標準報酬月額が知らないうちに下げられていた。社会保険事務所の記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年12月23日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の10年1月19日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が8年9月から9年11月までの期間について59万円から9万2,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、雇用保険に加入し、複数の元同僚が「申立人は、役員とは名ばかりで、B（職種）担当として現場で作業し、社会保険事務を含めた経理及び会社経営には関わっていない。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から9年12月23日まで

私は、平成8年9月1日から9年12月23日までA社で厚生年金保険に加入しており、その間の標準報酬月額が知らないうちに下げられていた。社会保険事務所の記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年12月23日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の10年1月19日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が8年9月から9年11月までの期間について59万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚が「申立人は、役員とは名ばかりで、B（職種）をしており、社会保険事務を含めた経理及び会社経営には関わっていない。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から50年3月まで
社会保険庁の記録では、昭和42年2月から50年3月までが未納とされているが、当時、私はA（地名）の事業所で勤務し、B区役所から送られてきた納付書を持って、区役所の窓口やC銀行D支店（当時）で保険料を納付していたのは間違いないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所から郵送された納付書により、現年度保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和51年10月であることが確認でき、その時点では、申立期間のうち49年6月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金の加入状況、保険料の納付場所、金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は98か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年11月までの期間及び49年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年11月まで
② 昭和49年2月から同年4月まで

申立期間については、A市かB市の市役所へ夫と一緒に行って私が国民年金保険料を納付し、車の中で夫と「額が少なくてよかった。」と言いながら帰って来たのを覚えているので、未納と記録されていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間当時の国民年金の資格記録は、旧国民年金手帳記号番号である****-*****で管理されていたが、昭和48年1月にA市へ転出以降、申立人の住所が不在扱いとなっていたことが推認できる。

また、申立人がA市へ転出後、申立人に****-*****の手帳記号番号が新たに払い出された際の資格記録は、昭和49年5月18日に任意加入となっており、その日に申立人は国民年金の加入手続をしたことが確認できる上、申立人が所持している「昭和49年度国民年金印紙売捌代金納入通知書兼領収証書」では、申立期間のうち49年4月分の保険料は納付されていないことが確認できる。

さらに、申立期間当時の国民年金手帳及び保険料の納付状況については、申立人からの具体的な供述が得られない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から59年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から59年8月まで
昭和47年6月、結婚入籍とともにA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。年金手帳にも47年6月10日から59年9月18日まで任意加入期間と記載してある。社会保険庁の記録が保険料を納付したことになっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁に記録されている申立人の国民年金納付記録以前の昭和47年6月からA市において国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和47年6月10日資格喪失、59年9月18日資格取得と記録されており、申立期間は被保険者資格の無い未加入期間で、社会保険庁の記録と一致していることから、保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で昭和59年11月9日に払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間のうち57年6月以前は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持している年金手帳には、昭和47年6月10日に任意加入で資格取得、59年9月18日資格喪失と記載されておりA市の押印がされているが、手帳記号番号の払い出しは59年11月9日であり、その時点でさかのぼって任意加入することは制度上できないので、誤って記載されたものと推認される。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は147か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から55年3月まで

私は、昭和53年9月に会社を退職し、同年9月に役場に国民年金の加入手続に行き、同年9月分から国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月30日に払い出されていることが社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日から同時期に加入手続が行われたことが確認でき、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、A町(現在は、B市)が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る資格取得年月日は、社会保険庁との記録と一致しており、齟齬は見られない。

さらに、申立人は交付されたはずの国民年金手帳についての具体的な記憶が無く、保険料は3か月毎に納付したと申述しているものの、納付方法、納付場所等についての記憶が曖昧で、納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年6月まで

私が会社勤めをやめた昭和63年2月ごろ、私の母が、年金はとても大切だからと仕事で行くことのできない私に代わりA市役所B支所で国民年金の加入手続及びその後の厚生年金保険と国民年金の切替手続を行い、国民年金保険料は私が母に渡し、母がC駅前の郵便局から納付していたのに申立の未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入及び厚生年金保険との切替手続並びに国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の状況を聴取することができない上、手続及び納付を行ったとする申立人の母からも具体的な証言を得ることができないことから納付状況等が不明である。

また、申立人の被保険者記録照会によると、平成10年8月19日に厚生年金保険被保険者記録が統合されたことにより、申立期間を含む6年4月から10年6月までの資格記録訂正が行われたことが確認でき、申立期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続は行われておらず、当時は未加入期間であったことが推認できる。

さらに、平成10年8月時点においては、申立期間は既に2年以上を経過しており、時効により保険料を納付することのできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から43年3月まで

私は、申立期間当時学生だったが、母からは、母が私に代わって国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと聞いている。申立期間について、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時学生だった申立人に代わって、その母が国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立期間当時における国民年金手帳記号番号払出簿を社会保険事務所で縦覧調査した結果、申立人の手帳記号番号が払い出されていた形跡を確認することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の国民年金手帳を一度も見ることがなく、母から当該手帳を渡されたことはなかったと述べている上、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の母は既に他界しており、申立期間当時の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から49年12月まで

私は、昭和49年に、兄から特例で国民年金保険料の未納分が納付できると教えられ、妻に依頼し、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所かB銀行C支店で40万円近くを納付したが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に払い出されている上、その時点でも第2回目の特例納付実施期間中ではあるが、申立人及び国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻も保険料の納付状況に関する記憶が無く、納付したとする金額も申立期間の法定特例納付保険料額とは大きく異なっている。

また、申立人が保険料の特例納付ができることを教えられたとする申立人の兄は、既に他界しており、申立期間当時の証言を得ることはできず、申立人の兄も第2回特例納付を行った形跡は無い。

さらに、申立期間の保険料相当額の支出があったことをうかがわせる関連資料(預金通帳、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、20歳になったときからA区にある兄の事業所に住み込みで働いており、兄が、兄と私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付した。兄の事業所で修行中のいとこの保険料も兄があわせて納付した。

また、結婚してB区に転居した昭和38年4月以降は、自宅に来た集金人に夫婦の保険料を納付し、集金人は手帳に四角いスタンプを押した。

加入当時からB区に住み始めたころの保険料が100円だったことを覚えている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に申立人の兄が、兄と申立人の国民年金加入手続を行ったと述べているが、申立人の兄、兄の妻、申立人の妹及び申立人の兄と同居していた申立人の親族の国民年金手帳記号番号は、申立人がB区に転出した後の40年11月以降にA区で4人連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入者の資格取得年月日により確認でき、申立内容と相違している。

また、申立人の手帳記号番号は、A区で昭和44年5月に、申立人の夫、申立人及び申立人の夫の弟の3人連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入者の資格取得年月日により確認でき、その時点において42年3月以前の国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人は、集金人に保険料を納付していたと申述しているが、申立期間のうち、42年4月から44年3月までの保険料は過年度保険料と

なるため、現年度保険料のみを収納する区の集金人に納付することはできず、申立内容との相違がみられ保険料の収納状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から44年3月まで

私は、結婚を機に昭和38年4月に、初めて国民年金の加入手続をA区役所で行った。加入後は自宅に来た集金人に夫婦の保険料を納付し、集金人は手帳に四角いスタンプを押した。加入当時保険料が100円だったことを覚えている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B区で昭和44年5月に、申立人、申立人の妻及び申立人の弟の3人連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入者の資格取得年月日により確認でき、その時点において42年3月以前の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、集金人に保険料を納付していたと申述しているが、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの保険料は過年度保険料となるため、現年度保険料のみを収納する区の集金人に納付することはできず、申立内容との相違がみられ保険料の収納状況は不明である。

さらに、昭和38年4月にA区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、C社会保険事務所が保管する個人別の手帳記号番号払出簿において38年3月から同年12月までの期間について縦覧調査を行ったが、申立人の氏名は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から43年3月まで

私が20歳になったとき、母がA市で国民年金の加入手続をしてくれた。私は学生で収入も無かったため、厚生年金保険適用の会社に入るまで母が国民年金保険料を納付してくれていた。私の年金記録が未加入とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が国民年金に任意加入した昭和48年8月17日にB市から払い出されたものであり、申立期間について氏名検索及び個人別国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人の名前は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和48年8月時点で、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、加入手続と保険料の納付をしてきていたとする申立人の母は既に他界し、加入及び保険料納付の実態は不明であり、申立人もその母から国民年金手帳を受け取った記憶は無いとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、昭和46年3月に結婚したときに、妻が国民年金に加入していたので、私も結婚を機に国民年金保険料を納付し始めた。申立期間について、妻だけが納付済みとなっていて私が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は、昭和50年6月ごろに加入手続を行ったものと推認でき、申立期間について氏名検索及び個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の名前は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和50年6月の時点で、申立期間のうち48年3月以前については、時効により保険料を納付できない。

さらに、申立人は、現在所持している3冊のオレンジ色調の年金手帳以外に別の色調の年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしているが、昭和46年に加入しているとすれば、別の色調の国民年金手帳が発行されるはずであり、申立内容に不自然さが認められる。

加えて、申立人は、国民年金の加入時期の記憶が無く、その妻も申立人の加入に関する記憶は全く無いと述べている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から38年3月まで

私は、申立期間当時、実家で家業の手伝いをしていた。私の両親は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続をしてくれて、店先に来た集金人に両親の分と共に私の国民年金保険料も払ってくれていたため、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の5番前の任意加入被保険者が昭和39年4月21日に資格取得していることから、申立人は同年4月ごろに加入手続を行ったと推認でき、A市の「国民年金被保険者カード」により、申立人の資格取得届が同年4月27日に受付けられ、同年5月14日に社会保険庁に進達されたこととも符合する。申立人は、39年4月ごろに加入手続を行った際、20歳になった36年6月にさかのぼって強制で被保険者資格を取得したものであり、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和39年4月の時点で申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれていたとする両親は既に他界し、加入及び保険料納付の実態は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から47年3月まで

私は、昭和44年6月にA社を退社して同年7月に国民年金の加入手続をし、毎月、B区C地区センターに国民年金保険料を納付していた。区役所から送られてきたはがきくらいの納付書に現金を添えて納付した。そのときの領収書は無いが、自分で納付したことをメモしていた。申立期間について未納となっているのは納付できず、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、D社会保険事務所が保管する「国民年金手帳払出日メモ」により、昭和46年12月22日以降に払い出されたことが確認でき、氏名検索及び個人別国民年金手帳記号番号払出簿（44年5月から同年8月まで）の縦覧調査の結果、申立人が主張する44年当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和46年12月以降の時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできず、申立人は過年度納付で一括して保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が提出したメモには、「44.6～47.3迄未納」と記載されており、社会保険庁のオンライン記録と符合する上、同メモには、国民年金及び厚生年金保険の加入月数が記載されているのみで、保険料の納付年月日、納付金額及び納付方法等に関する記載は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年4月までの期間及び44年6月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から41年4月まで
② 昭和44年6月から47年3月まで

私の夫は、昭和44年6月にA社を退社し、同年7月に夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も毎月、B区C地区センターに納付してくれていた。申立期間について未納となっていることに納得がいらず、夫のメモからも未納は無かったと思うので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、D社会保険事務所が保管する「国民年金手番払出日メモ」により、昭和47年3月4日以降に払い出されたことが確認でき、氏名検索及び個人別国民年金手帳記号番号払出簿（申立期間①及び44年5月から同年8月までの期間）の縦覧調査の結果、申立期間①及び44年当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和47年3月以降の時点で、申立期間①及び申立期間②の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできず、申立人の夫は過年度納付で一括して保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人の夫が提出したメモには、申立人について「未納40.7～41.4、44.6～47.3」と記載されており、社会保険庁のオンライン記録と符合している上、同メモには、保険料の納付年月日、納付金額及び納付方法等に関する記載は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から7年4月まで

私は、申立期間については、A社に正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたので、未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は平成10年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、当時の事業主等から、申立期間の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることができず、同僚等からの証言も得られなかった。

また、当該事業所が加入していたB健康保険組合は、「申立人の申立期間における被保険者記録が名簿に無い。」と回答している上、申立人は申立期間において、国民年金の第3号被保険者の記録となっている。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 2 月 22 日まで
私の標準報酬月額が平成 5 年 11 月より引き下げられているが、標準報酬月額変更の届出をした覚えが無いので納得がいかない。元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 7 年 2 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録より、その翌月の同年 3 月 6 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 5 年 11 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円から、同年 11 月から 7 年 1 月までの期間については 59 万円から、それぞれ 9 万 8,000 円に遡^{そく}及^{きゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本及び申立人の供述により、申立人は取締役であり、代表取締役の妻であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書において、社会保険料の滞納があったことを認めている上、社会保険関係の手続を行っていた代表取締役は、当該標準報酬月額の遡及訂正が行われた平成 7 年 3 月 6 日より半月前の同年 2 月 21 日に他界していることから、代表取締役の妻であり取締役であった申立人が当時、社会保険事務所への届出に必要な代表者印を管理していたと考えられることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正の届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、A社で勤務していた期間の記録に誤りがある。私はB（地名）にある同社に昭和 37 年 4 月に入社し、当初はC県D市の自宅から通勤していたが、半年くらいした秋ごろに職場に近いE（地名）の寮に移り2年半くらい寮に住んでいた。当時、健康保険証を使って歯の治療をした記憶もあるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人が提出した昭和 38 年の新年会の写真の写しから、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた元同僚のうち連絡の付いた3人は、いずれも本人が記憶する入社時期から約2年から4年経過後に、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、当該事業所は、昭和 50 年 5 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の申立人の勤務実態が不明である上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から平成6年11月1日まで
私の申立期間の標準報酬月額が実際よりも低くなっているが、事業の悪化で厚生年金保険料の支払いが難しく、社会保険事務所に相談したことはあるものの、私の標準報酬月額を下げる手続きをしたことは無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年3月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その翌日の同年3月2日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が昭和61年4月から63年9月までの期間については30万円から6万8,000円に、同年10月から平成元年8月までの期間については34万円から6万8,000円に、同年9月から同年11月までの期間については47万円から6万8,000円に、同年12月から2年9月までの期間については47万円から8万円に、同年10月から5年11月までの期間については53万円から8万円に、同年12月から6年9月までの期間については41万円から8万円に、同年10月については9万2,000円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の履歴事項全部証明書により、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書において社会保険料の滞納があったことを認めている上、社会保険事務所への届出に必要な代表者印については、「自分と経理を担当していた妹が持っていた。手提げ金庫に入れて机の中に保管していた。」旨の説明をしており、社会保

險事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該標準報酬の訂正に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月21日から平成9年12月31日まで
私は、昭和52年5月からA社に勤務していたが、退職していないのに途中から厚生年金保険の加入記録が無くなっているのを、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業所から提出された健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書（写）及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）から、申立人が昭和57年7月20日に同社を退職したことが確認でき、社会保険事務所の記録と符合する。

また、当該事業所は、「当時の事業主は既に他界し、申立人の申立期間における勤務実態は不明であるが、申立人が退職後も仕事をさせてほしいと来所したことがあり、申立期間はアルバイトだったのではないか。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年ごろから 33 年 10 月ごろまで
② 昭和 33 年 10 月ごろから 35 年 6 月 11 日まで

私は、中学校卒業後、約 2 年間大工修行をした後、昭和 32 年ごろから A 県 B 市（現在は、C 市）の D 社に住み込みで勤務し、33 年 9 月 20 日に普通自動車免許を取得後、E 区の F 事業所に転職し、35 年 6 月 11 日まで勤務していた。これらの期間が厚生年金保険被保険者期間として認められないのは納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、D 社の事業主は「申立人が住み込みで勤務していたことを覚えている。」と回答していることから、申立期間①において勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録により、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としては確認できない上、事業主も厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

申立期間②については、申立人は、申立期間②に係る事業所名を正確に覚えていないが、申立人が記憶している当時の事業内容及び保管していた写真等から、時期は特定できないが、G 社（現在は、H 社）に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する G 社の厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 31 年 9 月から 33 年 12 月まで被保険者期間を有する元従業員は、申立人のことは覚えていないと述べている上、H 社の事業主は、申立期間②当時の記録を保管しておらず、申立人の勤務実態は確認できないと回答している。

さらに、当該事業所の上記名簿の申立期間②において申立人の氏名は無

く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間において厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 25 日から 43 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 42 年 7 月 1 日から A 市役所の臨時職員として勤務していたが、隣の課の課長の紹介で A 市内にあったこの課長の義弟が経営する B 社において同年 8 月 25 日から 43 年 2 月 1 日まで勤務したのに、この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市内にあった B 社に勤務したと主張しているが、社会保険事務所の記録では、申立人の主張する事業所名は、同市内に所在する厚生年金保険の適用事業所としては確認できない上、同市を所管する地方方法務局支局は、申立人が主張する事業所名は、管内での登記は見当たらないと回答しており、当該事業所の所在が確認できない。

また、申立人は、当該事業所における同僚及び当該事業所を紹介したとする A 市役所の課長の氏名を記憶していないところ、A 市役所も申立人に係る資料を保存していないことから、当該課長を特定することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 5 月 31 日まで
私は、平成 3 年 10 月から 4 年 4 月までの間、50 万円以上の月給をもらっていたので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約4か月後の同年10月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年10月から4年4月までの期間について、53万円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の取締役として同事業所に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、閉鎖登記簿謄本及び事業主の回答により認められる。

また、申立人及び事業主は、当該遡及訂正処理に申立人が関与していたことを認めている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月1日から10年4月1日まで
② 平成10年5月1日から11年10月1日まで

私は、平成9年9月にA社B営業所に入社し、10年4月1日にC営業所へ転勤した。年金記録をみると、同年4月の1か月しか厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も当該事業所へ勤務しており、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずであるから、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B営業所に平成9年9月1日から勤務し、10年4月1日から同社C営業所で11年9月末まで勤務したと主張しているが、雇用保険の加入記録は、申立人が同社C営業所に転勤になったとする10年4月1日から同年4月30日までの記録しか無く、社会保険庁のオンライン記録とも符合する。

また、申立人は、A社C営業所在籍中にD病院で健康保険被保険者証を使って治療を受けたと主張しているが、同病院が提出した資料により、申立人が国民健康保険被保険者証を使用して平成10年6月30日から受診していることが確認できることから、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、営業担当で給与は歩合制でわずかな保障はあったと説明しているところ、内勤の元同僚は、「申立人は、営業担当の外勤で、外勤の者は歩合制の外務員報酬を受けており、契約内容によって厚生年金保険への加入の取扱いが異なっていた。」と供述し、申立人が入社する2か月前に退職している元C営業所長は、「外勤の者は出入りが激しく、ある程度落ち着くと思う人は、厚生年金保険に加入していたと

思うが、ほとんどの者は加入していなかった。」旨の回答をしている。

加えて、A社は、平成13年4月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主と連絡が付かないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年6月25日まで
私の申立期間の標準報酬月額が知らないうちに引き下げられている。
社会保険事務所に標準報酬月額の訂正届を出した覚えは無いので、正当なものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成15年6月25日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年7月22日付けで、申立人の14年4月から15年5月までの標準報酬月額が41万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本及び申立人の供述により、申立人は専務取締役であり、事業主の息子であったことが確認できる。

また、B厚生年金基金が保管する当該事業所から提出された申立人の給与減額に係る算定基礎届及び月額変更届（平成15年7月18日受付）には、申立人の報酬を月額10万円とする旨の取締役会議事録が添付されており、同会議に出席した事業主及び申立人の記名捺印が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、社会保険事務所と当該事業所の事業主が複数回にわたって面談し、専務取締役であった申立人の給料を平成14年4月にさかのぼって減額することにより滞納保険料が相殺となるとのやり取りが行われていたことが確認できるなど、当該遡及訂正に申立人が関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、取締役である申立人が自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与しなが

ら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月まで、夫と一緒に A 社で正社員として働き、厚生年金保険料も控除されていた。夫と同僚の加入記録はあるのに、私の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚が A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できること及び同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、元同僚からも申立人の勤務期間、厚生年金保険料の控除等についての証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 2 月 12 日まで
私は、昭和 42 年 6 月にそれまで勤務していた会社が倒産し、1 か月くらい就職活動をして、同年 9 月には A 社に入社していたのに、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が 43 年 2 月 12 日となっているのに納得できないので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 42 年 11 月付けの A 社からの結婚式の祝電及び元同僚の証言により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「当該事業所に誰かと一緒に入社したとか、同時に入社した者はいなかった。」と述べているところ、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じく昭和 43 年 2 月 12 日に資格取得した者が申立人を含めて 7 人いることが確認できることから、当該事業所では、入社都度厚生年金保険の被保険者資格取得に係る事務を行わず、ある程度まとまった段階で資格取得に係る事務手続を行っていたことがうかがえる。

また、当該事業所は、平成 13 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明であり、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。